

2021年度入試【3年次編入学】

【小論文】

(法文学部 法経学科)

注意

- 1 問題紙は指示があるまで開いてはいけない。
- 2 問題紙は6ページである。解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚である。
指示があつてから確認し、解答用紙の所定の欄に受験番号を記入すること。
- 3 答えはすべて解答用紙の所定のところへ記入すること。
- 4 解答用紙は持ち帰ってはいけない。
- 5 試験終了後、問題紙、下書き用紙は持ち帰ること。

1

SDGs は政府や企業、大学まで、広く取り組むべき目標であるとされている。資料①～②および表 1 は、SDGs についての解説である。300 字以上 400 字以内で、あなたの知識を用いて、SDGs の問題点や限界について示し、批判的に論じなさい。

資料①

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 2017 年 1 月 31 日付「朝日新聞」(一部改変)

資料②

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 2019 年 12 月 2 日付「日本経済新聞」(一部改変)

表1

SDGsが掲げる17の目標	
1	貧困をなくそう
2	飢餓をゼロに
3	すべての人に健康と福祉を
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
6	安全な水とトイレを世界中に
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8	働きがいも経済成長も
9	産業と技術革新の基盤をつくろう
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
12	つくる責任つかう責任
13	気候変動に具体的な対策を
14	海の豊かさを守ろう
15	陸の豊かさも守ろう
16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう

2

以下の事案は一定の事実に基づくフィクションである。参考資料およびあなたの知識を用いて、二つの問い合わせに答えなさい。

2019年11月27日、男性パートナーをその半年前に殺害された男性Aは、被害者遺族として「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（「犯給法」と略）に基づく犯罪被害者等給付金（「給付金」と略）を支給するよう島根県公安委員会に求めた。しかし、公安委員会はそれを認めない裁定を行ったため、Aは当該処分取り消しを求めて、2020年11月27日に松江地方裁判所に訴えを起こした。なお、Aとパートナーは2000年に交際を始め、家計をともにする共同生活を20年近く継続していた。介護のためにAの母親と三人で暮らしたこともあった。

問1. 島根県公安委員会が「給付金」の支給を認めなかつた理由として考えられることを100字以内で述べなさい。

問2. あなたが松江地裁の裁判官だとしたら、どのような判決を出しますか。その理由を含め、400字以上500字以内で述べなさい。

【参考資料】

1. 「犯罪被害給付制度」の概要

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 警察庁犯罪被害者支援室「犯罪被害給付制度のご案内」

2. 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

第一条 この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残つた者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

第五条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号

のいずれかに該当する者とする。

一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつ

た者を含む。)

二 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3. 憲法

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

4. 民法

第七百三十一条 男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第七百三十九条 婚姻は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

2 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならない。

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

5. 「性的マイノリティについての意識 2015 年全国調査」(釜野さおり他編)より

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

6. 新聞記事「パートナー制度 生きやすい社会目指し」

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 2020年9月5日付「京都新聞」

7. 新聞記事「同性カップル事実婚、賠償額も異性婚と差なし 高裁判決」

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 2020年3月4日付「朝日新聞」(一部抜粋)

8. 「犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件」名古屋地方裁判所判決

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 「犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件」名古屋地方裁判所平成30年(行ウ)
第76号 令和2年6月4日民事第9部判決(一部抜粋・改変)